

令和8年度 自立活動部 教育計画

自立活動とは、特別支援教育の教育課程において特別に設けられた指導領域である。児童・生徒が自立や社会参加を目指し、学習上または生活上の困難を主体的に改善・克服するための基盤・土台となる力を育て、児童・生徒自身もつ能力や可能性を最大限に伸ばしていくことを目的としている。自立活動の指導では、児童・生徒の障害の状態・課題を的確に把握し、指導の目標や具体的な指導内容を定めた個別の指導計画の作成を支援する。一人一人の障害の状態・課題に応じたきめ細かな指導を行う。

自立活動部とは、自立活動に関するセンター的な部署である。児童・生徒に適切な指導・支援を継続的に行い、各学部の教職員と協力して指導を充実させる。研修等を通して、教職員全体の専門性を高めるための活動を行う。

また、自立活動はじめ学校の教育活動全体を通じて教員の専門性の向上・指導内容の充実を図るために、多職種の「特別支援教育外部専門員」との連携を行う。現在は、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、臨床心理士、視能訓練士、ICTアドバイザー、学習アドバイザー、歯科医師（摂食指導）が外部専門員として来校している。

1 自立活動教育目標

- ・個々の障害像を教育的視点から捉え、二次障害の予防、運動発達の促進、QOLの向上に取り組む。
- ・周囲の働きかけを受け止め、自己を表現する力を育てる。
- ・さまざまな経験を通して自己の身体について理解を深める。
- ・自ら課題を意識し、意欲的に取り組む力を育む。
- ・自己の身体を管理する力を育み、豊かな生活を目指す意欲を育てる。

2 目標達成のための基本方針及び配慮事項

- ・肢体不自由特別支援学校の教職員としての専門性の向上を図る研修活動を企画・実施する。
- ・学校・家庭などで、姿勢、食事動作、移動など日常生活での活動の向上を図る。
- ・より良く生活や学習を送るために必要な姿勢や運動の方法について児童・生徒、保護者や学部担任に対して助言し、必要に応じて車いすや座位保持装置等の作製のアドバイスを行う。